

札幌帆船模型同好会会則

昭和57年1月16日 一部改定 令和6年2月20日 一部改定
昭和63年2月19日 一部改定
平成 9年 1月 1日 一部改定
平成13年2月17日 一部改定

第1条 この会は札幌帆船模型同好会(略称帆船同好会)という。

第2条 この会の事務局は会長の指定する所に置く。

第3条 この会は木製帆船模型の製作を趣味とする会員で構成し、知識を深め技能を向上し、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

- ① 年1回総会を開催する。
- ② 作品展を開催する。
- ③ 会員の必要とする資料、製品、材料、工具その他の情報交換を行う。
- ④ その他目的達成に必要な事項。

第5条 この会は第3条の趣旨に賛同し、この会の行事に積極的に参加する個人を以って会員とする。ただし入会については会員の推薦を必要とする。

なお、長年にわたり在籍して会に貢献した会員を名誉会員として取り扱うことがある。

名誉会員は会長が定め、会員名簿に名誉会員として掲載する。

第6条 この会の運営を円滑に行うために次の運営機関を置く。

- ① 総会
- ② 役員会
- ③ 例会

第7条 総会は原則として年1回会長が招集し、事業報告ならびに決算報告を行い、事業計画及び予算その他の事項を審議する。

第8条 役員会は会長、幹事で構成し、総会及び事業に関する企画その他必要な事項を処理する。

第9条 例会は会員が出席し、技術の向上、その他情報交換を行う。

第10条 この会は次の役員を置く。

会長 1名
幹事 数名
監査役 1名

- ① 役員の選出は総会において行い、再選、留任は妨げないものとする。
- ② 役員の任期は原則として2年とする。
- ③ 役員に欠員を生じた場合は役員会で選出し、残りの任期を務める。

第11条 この会の運営は会費その他の収入をもって行い入会金及び会費は次のとおりとする。

- ① 会費は年額5,000円とし1年分前納する。
- ② 入会金は3,000円とし入会時に納入する。
- ③ 臨時会費はこの会が特別の行事を行う場合例会に於て協議の上決定し徴収する。
- ④ 会費の未納が1年に及ぶ時は退会の意志と判断して処置を取る。なお、一時期休会し、以後復帰という制度は認めない。
- ⑤ 名誉会員は年会費の納入を免除する。

第12条 本会計年度は毎年1月1日より始め12月31日に終るものとする。

第13条 決算及び予算は総会に提出し、会員の承認を受けるものとする。

第14条 会員が退会する場合、理由の如何にかかわらず既納の会費及び入会金は返済しないこととする。

第15条 この会の会則は総会においてこれを変更することが出来る。

第16条 この会の会則は令和6年2月20日より実施する。

入 会 申 込 書

私は札幌帆船模型同好会の趣旨に賛同し、入会を申込致します。

氏 名 _____ 男・女 _____

生年月日 _____

住 所 _____

職業・勤務先 _____

申込年月日 _____

メールアドレス / 電話 _____

推薦会員氏名 _____